



黒 企 第 号  
令和 3 年 11 月 25 日

## 第 2 次黒部市総合振興計画後期基本計画策定について

黒部市総合振興計画審議会  
会 長 様

黒部市長 大 野 久 芳

### 第 2 次黒部市総合振興計画後期基本計画の策定について（諮 問）

市政伸展と市民生活の向上を推進するため、これからのまちづくりを導き実現していくための総合的な指針として、第 2 次黒部市総合振興計画後期基本計画の策定を諮問します。

なお、諮問の趣旨等については、別添のとおりであります。

### 第 1 計画策定の趣旨

本格的な少子高齢化や人口減少時代を迎え、地域経済の規模縮小や生活水準の低下が懸念されるほか、地球温暖化等を要因とした異常気象による自然災害の発生や世界的に大流行した新型コロナウイルス感染症の爆発的感染、情報通信技術の劇的な進歩、地方分権の進展や市民ニーズの多様化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しております。

本市においても、このような社会経済情勢等の変化に適切かつ迅速に対応し、創意と工夫による施策を総動員し、安全で安心な住民生活の確保といきいきと活発なまちづくりを進めなければなりません。

一方で、社会保障費の増嵩のほか、今後、公共施設の老朽化による維持管理費の増加が見込まれるなど、依然として厳しい財政状況が続くことが想定され、将来にわたって持続可能な行政基盤の強化が求められています。

平成 30 年度に策定した第 2 次黒部市総合振興計画では、第 1 次黒部市総合振興計画の取組を総括するとともに、社会情勢の変化や時代の流れに的確に対応し、更なる飛躍を目指すため、これからのまちづくりにおいて総合的かつ計画的な行財政運営を図るための方策を示し、市民と共有し協働して実践していくための新たな指針を基本構想及び前期基本計画のなかで示しました。

今回の後期基本計画策定にあたっては、長期的なまちづくりの方向性を示す基本構想はそのまま受け継ぎながら、本市を取り巻く状況や市民ニーズの変化に対応するとともに、第 3 期黒部市総合戦略を包含する第 2 次黒部市総合振興計画後期基本計画を策定します。

### 第 2 計画の性格と役割

黒部市の最上位計画となる総合振興計画(基本構想・基本計画)は、黒部市の新たなまちづくりを導き実現していくための総合的な指針と位置づけ、その実効性が確保されるものとします。

また、第 2 次総合振興計画基本構想を基本にして、分野別の各種プランや個別計画を検討、立案することにより将来像の実現に向けたまちづくりを実践していくこととします。

さらに、引き続き、事業成果として目標指数・K P I (重要業績評価指標)を設定し、Plan(計画)⇒Do(実施)⇒Check(評価)⇒Action(見直し)のマネジメントにより、事業のブラッシュアップ、スクラップアンドビルドのシステム化を視野に入れつつ計画策定を進めることとします。

### 第 3 計画策定の基本姿勢等

今回策定する総合振興計画の策定にあたっては、次に掲げる内容に基づき今後計画づくりを進めることとします。

(1) 計画策定における3つの視点

- ①市民と行政の知恵を結集した“手作り型”の計画（市民との協働）
- ②目標指数・KPIとPDCAによる進捗管理と事業改善の仕組みの構築（成果目標と評価）
- ③財政見通しに基づく計画性と実効性の確保（実行性の重視、予算等との連動）

(2) 計画策定における2つの留意点

- ①前期基本計画には想定していなかった課題（新型コロナウイルス感染症への対応）やDX（デジタルトランスフォーメーション）によるSociety5.0の実現に向けた技術の活用や国連が定めた持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組など新しい時代の流れや新たな視点を加味
- ②第2次総合計画策定時の令和9年度目標人口39,000人について、令和2年度国勢調査速報値39,647人の数値を踏まえて目標値の改定の必要性の是非について検討する。そのうえで具体的な施策や個別事業を見直し

(3) 基本姿勢

- ①市民の声を反映しつつ、内容のわかりやすい計画
- ②市民と行政が目標を共有する計画
- ③市民の視点に立った具体的な目標を設定する計画
- ④黒部市が持つ地域特性や特色を活かした計画
- ⑤市政運営の指針となる計画

(4) 基礎とするもの

- ①計画策定のベース
  - ・第2次黒部市総合振興計画 基本構想 前期基本計画
- ②市民参画
  - ・市民等意向調査（アンケート）
  - ・タウンミーティング
  - ・情報公開とパブリックコメント
- ③他の総合計画等との整合性と連携
  - ・国土のランドデザイン2050～対流促進型国土の形成～（平成26年：国土交通省）
  - ・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020改訂版：まち・ひと・しごと創生本部）
  - ・元気とやま創造計画 - とやま新時代へ 新たな挑戦 -（平成30年：富山県策定）
  - ・第2期とやま未来創生戦略（令和2年：富山県策定）
  - ・黒部市人口ビジョン、第2期黒部市総合戦略（令和2年：黒部市改訂）ほか教育大綱、障がい者計画など、黒部市で既に策定済みの他の個別計画

第4 計画の構成と期間

(1) 構成

この計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層構成とする。  
基本構想・・・黒部市のあるべき姿を長期的展望に立ち、将来像とまちづくりの目標を示すもので基本計画及び実施計画の根幹となるもの。  
基本計画・・・基本構想を実現するために必要な施策や事業を分野ごとに定めるとともに、市民と行政の役割分担を示したもの。  
実施計画・・・基本計画で示した施策などを計画的かつ効果的に実施していくため、

具体的な事業内容を示したもの。

(2) 期間

- 基本構想・・・平成30年度から10年間とし、目標年度を令和9年度とする。
- 基本計画・・・前期と後期に分け、後期基本計画にあつては、令和5年度から5年間とし、目標年度を令和9年度とする。
- 実施計画・・・基本計画と同じく5年間とし、社会経済情勢等の変化への確に対応するとともに実効性のある計画とするため、毎年度ローリング方式による見直しを行う。

第5 策定体制

(1) 黒部市総合振興計画審議会

- 黒部市総合振興計画審議会条例（平成18年条例第14号）に基づき設置
  - ・審議会委員 50名以内
  - ・専門委員 専門的見地から意見を求めるため設置
  - ・部会 分野別審議を行うため審議会の意向を経て設置
  - ・幹事会 審議会を円滑に運営するための支援・協力

(2) 黒部市総合振興計画策定委員会

- 総合振興計画審議会の審議の協力及び諮問案の作成を円滑に行うことを目的とし、黒部市総合振興計画策定委員会規程（平成18年訓令第64号）に基づき設置（令和3年11月17日設置）
  - 委員長 副市長
  - 委員長代理 総務管理部長
  - 委員 教育長、病院長、部等の長

(3) 計画主任

- 所属する課等の所掌事務に係る計画素案等を作成するため、同上規程に基づき設置（令和3年11月19日設置）
  - 計画主任 課等の長の職にある者から任命

(4) ワーキンググループ

- 計画素案等の作成に関する必要な調査、資料収集及び協力を行うため、同上規程に基づき設置（令和3年11月19日設置）
  - ワーキンググループ員 職員の内から任命

第6 後期基本計画において新たに検討を必要とする新たな課題

- ・新型コロナウイルス感染症等、新たな感染症等への対応
- ・アフターコロナ・ウィズコロナを見据えた地域経済の立て直し
- ・DX（デジタルトランスフォーメーション）によるSociety5.0の実現に向けた技術の活用
- ・持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組